

第3章 基本方針

第1節 広域化の方針

県広域化計画では、本圏域を2地区（碧南市・安城市・高浜市地区、刈谷市・知立市地区）に分けて広域化を検討することとしている。

本計画において、焼却処理施設は、県広域化計画に従い、現状で広域処理施設が未整備である碧南市・安城市・高浜市地区の施設整備を検討する。

また、その他の施設の内、破碎処理施設については、現状では、発生する可燃残渣を焼却処理施設で処理しており、将来的にも同様の処理が必要となる。可燃残渣の効率的な処理を考えると、破碎処理施設は焼却処理施設と併設が望ましく、併せて施設の広域化を検討する。

資源化施設、最終処分場及びし尿処理施設については、現体制及び焼却処理施設広域化後の体制を勘案し、適正な体制を検討する。

本圏域における広域的なごみ処理を推進する上で、取り組むべき基本方針を以下のとおりとするものである。

1-1 ごみの排出抑制・減量化の徹底、リサイクルの推進

ごみの排出抑制・減量化の徹底に向け、広報啓発等施策の充実を図るとともに、処理段階における効率的な資源・エネルギーの利用や適正処理、リサイクル等の推進により、「廃棄物循環型社会」の形成を目指す。

1-2 広域的な廃棄物処理施設の整備

広域的な整備を行う施設は、焼却処理施設と、それに付帯した破碎処理施設を基本とし、資源化施設（リサイクルプラザも含む）、最終処分場及びし尿処理施設といった廃棄物処理施設と併せて、広域の中で環境の負荷軽減やエネルギーの有効利用、事業コストの削減、市民への啓発・サービスの充実等の観点に着目しつつ、効率的な処理体制を構築する。

1-3 効率的な収集体制の確立

廃棄物処理施設の広域化を見据え、効率的な収集運搬体制の構築及び、広域処理体制に合わせた分別区分の見直しが必要となる。分別区分の見直しについては、刈谷市・知立市地区では、広域処理施設が整備済みのため現状維持とするが、碧南市・安城市・高浜市地区では、広域化に向けて検討する。

1-4 環境保全型施設の整備

廃棄物処理施設の広域化により、処理量（焼却量、破砕量）が増大し、熱回収や残渣の資源化の面で、より効率的な処理が期待できる。また、施設整備にあたっては、ごみ発電や余熱利用等における効率的なエネルギー回収、残渣の資源化に努めるとともに、太陽光、風力等自然エネルギーの導入などを図り、地球温暖化対策に寄与する環境保全型の施設を整備する。

1-5 自区内処理の確保

廃棄物の中間処理から最終処分までを含めて、本圏域内での自区内処理を確保する。また、最終処分場については、今後、周辺の市町村も含めたさらなる広域処理についても視野に入れた検討を行う。

1-6 圏域内での相互協力

廃棄物処理施設の更新時に、現処理体制の維持が困難となった場合には、圏域内で可能な限り協力を図り、適切にごみ処理を実施する。この体制は、施設の更新時だけでなく、施設のメンテナンスや改修工事においても同様とする。

第2節 ごみ排出抑制・リサイクルの方針

ごみ排出抑制・リサイクルの推進については、循環型社会形成推進基本法に掲げられる3R（リデュース・リユース・リサイクル）の基本方針に基づき、市民・事業者との理解と協力の下、各市が連携して進めるものとする。

2-1 市民の取り組み

日常の消費生活において、以下の3R行動を心がけるものとする。

①リデュース（発生抑制）

- 使い捨ての商品等を避け長く使える物を買う、簡易包装の物を購入し、レジ袋を断るなど、購入時におけるごみの排出抑制に努める。
- 物を長く大事に使う、食べ残しをしないなど、消費時におけるごみの排出抑制に努める。

②リユース（再使用）

- ビールびんや牛乳びんなどのリターナブルびんや、詰め替え容器を使用する。
- 不用品交換やフリーマーケットを活用するなど、不用物の再使用に努める。

③リサイクル（再生利用）

- 再生品を積極的に購入する。
- 家庭内で生ごみを堆肥化するなど、生ごみの有効利用を進める。
- 販売店の引き取り、下取りを活用する。
- 店頭回収や集団回収を積極的に活用する。
- 資源分別排出を徹底し、品質の良い資源分別収集に協力する。

2-2 事業者の取り組み

ごみの排出者として、日常の事業活動において、物品の効率的調達、包装材の削減、資源物の分別などの3R行動を徹底し、事業系ごみの削減に努める。また、排出された事業系ごみについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の自己処理責任に基づき、適正な処理を行う。

製造・販売事業者として、製品の資源使用量の削減や簡易包装の実施、消費者からの製品、包装材等の回収を積極的に行うなど、家庭系ごみの削減に繋がる取り組みを進める。

2-3 行政の取り組み

行政は、ごみの3Rに関する市民・事業者の自主的な活動の促進を支援するとともに、排出されたごみについては適正な分別収集、中間処理、最終処分システムを構築し、循環型社会の形成を進める。

特に広域行政の観点からは、本圏域内の5市で以下の取り組みを進めるものとする。

①家庭系ごみの有料化の検討

家庭系ごみの排出抑制、資源化徹底の観点から、家庭系ごみの有料化について各市の状況に応じ適宜検討する。

②販売店との連携

レジ袋の無料配付の中止（マイバッグ運動）、店頭回収の推進など、販売店と連携したごみ減量施策を推進する。

③生ごみ等、有機性資源減量の推進

生ごみやせん定枝など、有機性資源の減量・資源化施策について検討、推進を図る。

④事業系ごみの排出抑制、資源化の推進

事業系ごみの処理手数料の改定、事業系ごみ排出基準の強化など、事業系ごみ排出抑制、資源化のための施策について推進する。

⑤小型家電リサイクル法への対応

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成25年4月1日施行）の施行に伴い、市民へのデジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器について、分別収集に向けた広報啓発、処理事業者への適正処理確認、小型家電の再資源化を推進する。